

# 信州DX推進コンソーシアム会則

令和4年7月25日制定

(名称)

第1条 当会は、信州DX推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、デジタルトランスフォーメーション（DX）により地域の諸課題を解決し、地域の人々が安心して暮らせる持続可能な地域社会を実現するため、教育機関、国・地方公共団体、企業等の幅広い関係者が相互に連携・協力し、人材育成や、デジタル技術を活用したサービスの創出・実証実験・社会実装に取り組む。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) DX人材育成に係る事業
- (2) 地域課題解決に資するDX関連事業
- (3) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第4条 コンソーシアムは、別表に掲げる会員をもって組織する。

(入会)

第5条 新たにコンソーシアムの会員となることを希望する者は、入会申込書を会長に提出する。  
2 会長は、入会申込書を受理した場合に、第2条の目的の実現に寄与するものかどうかを判断し、会員の同意を経て入会の可否を決定するものとする。

(資格の喪失)

第6条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 法人である会員が解散したとき。

(退会)

第7条 会員が退会するときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(役員と職務)

第8条 コンソーシアムには会長1名を置く。また、会長はコンソーシアムを総理し、コンソーシアムを代表する。

- 2 会長は、信州大学の情報・DX担当理事をもって充てるものとする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は第13条に定めるコンソーシアムの存続期間までとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(事務局)

第10条 コンソーシアムの事務を処理するため、コンソーシアムに事務局を設置する。

- 2 事務局は信州大学をもって組織する。
- 3 会長は前項に掲げる事務局のほか、関連する組織を事務局に参画させることができる。
- 4 会長は事務処理を事務局に委任する。

5 前項のほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第11条 コンソーシアムの会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は会員の過半数の出席をもって成立する。

3 会長が必要と認める場合は、会議に会員以外の者の出席させることができる。

(部会)

第12条 コンソーシアムは、第3条各号に掲げる事項について専門的な協議等を行うため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(存続期間)

第13条 コンソーシアムの存続期間は、本会則の施行の日から令和9年3月31日までとする。

ただし、会長の判断により存続が必要な場合は、会員の同意を経て3年ごとに期間を延長できるものとする。

(会則の変更)

第14条 この会則は、会員の同意を経て変更できるものとする。

(情報の取扱い)

第15条 コンソーシアム事業の目的を達成に必要な限りにおいて、会員間に開示される個人情報を除くすべての情報は、原則として自由に他の会員に開示することができるものとする。

(守秘義務)

第16条 コンソーシアムの会員は、個人情報や秘匿情報等を漏らしてはならない。なお、他の会員等の情報を利用する際には、会員の許可を得てから利用しなければならない。

2 前項の守秘義務は退会後も継続するものとする。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年7月25日から施行する。